3　平成二十九年四月一日以後に開始する新法第二十三条第一項本文に規定する課税事業年度において前項第三号又は第四号に掲げる規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、当該課税事業年度の同条第一項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額から同項第三号又は第四号に掲げる規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

4　平成二十九年四月一日以後に開始する新法第二十九条第二項の各課税事業年度において第二項第一号又は第二号に掲げる規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、当該各課税事業年度の同条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、第二項第一号又は第二号に定める規定にかかわらず、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から同項第一号又は第二号に掲げる規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

5　平成二十九年四月一日以後に開始する課税事業年度において第二項第一号又は第二号に掲げる規定の適用がある場合における新令第三条第一項の規定の適用については、同項に規定する地方法人税の額は、第二項第一号又は第二号に定める規定にかかわらず、当該地方法人税の額から同項第一号又は第二号に掲げる規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

6　平成二十九年四月一日以後に開始する課税事業年度において第二項第三号又は第四号に掲げる規定の適用がある場合における新令第三条第五項の規定の適用については、同項に規定する地方法人税の額は、第二項第三号又は第四号に定める規定にかかわらず、当該地方法人税の額から同項第三号又は第四号に掲げる規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

消費税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百四十八号

消費税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに同法附則、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第一項及び第十項、第十二条の四並びに別表第一第十一号ニ並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十九条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費税法施行令の一部改正）

第一条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号ニ中「第五十四条第一項」を「第五十四条」に改める。

第十六条第一号中「独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）」に、「独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

第十八条第一項中「通常生活の用に供する物品」を「次に掲げる物品以外の物品（以下この条、次条第二項及び第十八条の三第一項において「免税対象物品」という。）」に改め、ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　金又は白金の地金その他通常生活の用に供しないもの

二　通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品（以下この条及び第十八条の三第一項において単に「消耗品」という。）に該当するものであつて、その非居住者に対して、同一の輸出物品販売場（法第八条第六項に規定する輸出物品販売場（同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。）をいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。）において同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。次項第一号ハ及び第十八条の三第一項において同じ。）の合計額が五十万円を超えるもの

第十八条第二項第一号中「第三号」を「第四号」に、「この号、次号及び第七項」を「この項及び第八項」に、「前項に規定する通常生活の用に供する物品」を「免税対象物品」に改め、「購入する場合」の下に「（第三号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号イ中「この号及び第五項」を「この項及び第六項」に改め、同号ハ中「に係る」を「（第三号に定める方法により購入するものを除く。）に係る」に改め、同項第二号中「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項を同項第五号とし、同項第三号中「次号及び第七項」を「以下この条」に改め、「場合」の下に「（第六号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　非居住者が、市中輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際に、国際第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二十条（許可）又は第四十五条第一項（許可）の規定による許可を受けて同法第六条第一項第五号（登録の拒否）に規定する国際貨物運送に係る同法第二条第八項（定義）に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。以下この条において同じ。）との間において当該免税対象物品の輸出に係る運送契約を締結する場合　その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該免税対象物品の引渡しを受け、かつ、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に引き渡す方法

イ　その所持する旅券等を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提示すること。

ロ　当該運送契約に係る財務省令で定める書類を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提出すること。

第十八条第二項に次の一号を加える。

六　合衆国軍隊の構成員等が、基地内輸出物品販売場において免税対象物品を購入する際に、国際第二種貨物利用運送事業者との間において当該免税対象物品の輸出に係る運送契約を締結する場合　その購入の際、当該運送契約に係る財務省令で定める書類を当該基地内輸出物品販売場を経営する事業者に提出して当該免税対象物品の引渡しを受け、かつ、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に引き渡す方法

第十八条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10　第二項第三号又は第六号の規定により免税対象物品の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、財務省令で定めるところにより、当該免税対象物品の運送契約に係る財務省令で定める書類を保存しなければならない。

11　非居住者が第二項第三号に定める方法により購入した免税対象物品又は合衆国軍隊の構成員等が同項第六号に定める方法により購入した免税対象物品については、当該非居住者又は当該合衆国軍隊の構成員等が当該免税対象物品を国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に引き渡した日に輸出したものとみなして、法第八条第三項の規定を適用する。